

今月のテーマ

## 所得税及び個人住民税の定額減税

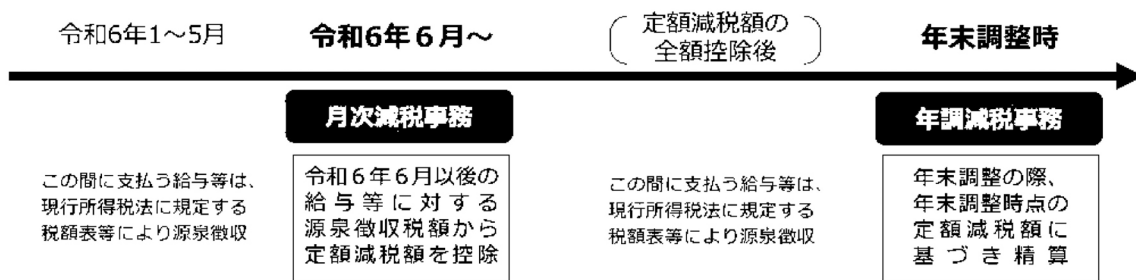
居住者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に、本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円の特別控除が実施されることとなりました。

給与所得者に係る所得税については、令和6年6月1日以後に最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととされています。給与支払者は国税庁から公表されている【定額減税特設サイト】等を参考に、計算方法、給与計算システムの確認等、その対応に向けた準備が必要です。

### (1) 給与支払者の事務作業

給与の支払者は下記2つの事務を行うことになります。

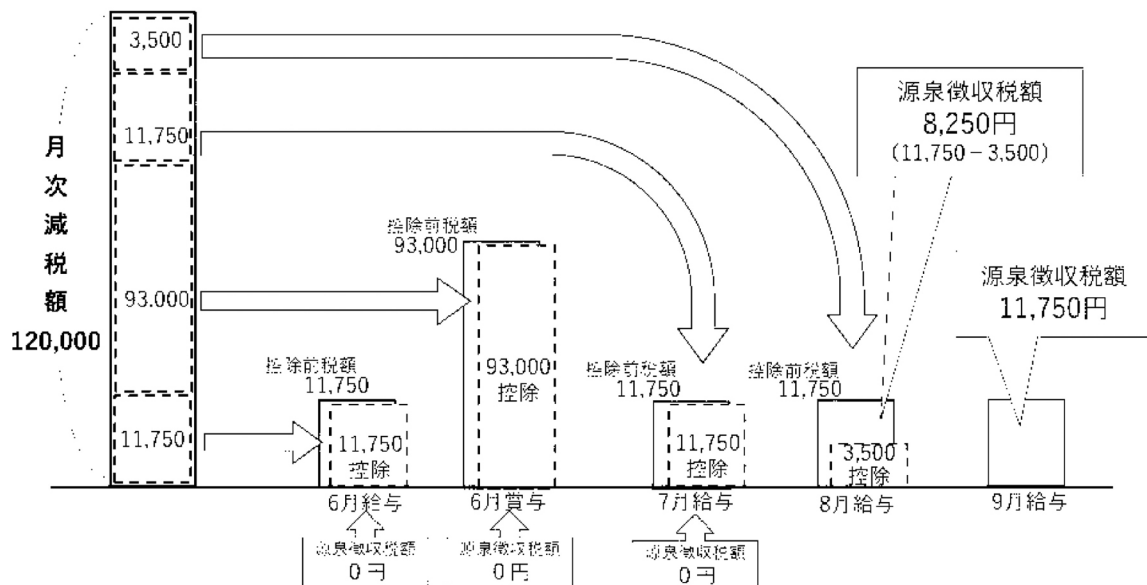
- ① 月次減税事務⇒令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務
- ② 年調減税事務⇒年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務



### (2) 月次減税事務の具体的計算例

月次減税額（定額減税額）が12万円（例：本人、配偶者、扶養となるお子様2人）だった場合、12万円が最初に支払う6月給与の控除前税額（11,750円）を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、順次控除します。

9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方で源泉徴収税額を算出します。



(出典：国税庁 給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた)

今月のテーマ

## 所得税及び個人住民税の定額減税

居住者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に、本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円の特別控除が実施されることとなりました。

給与所得以外の所得税に係る定額減税はそれぞれ次のように実施されます（国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q&A 問1-7、1-8）。

### (1) 厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等に係るもの

令和6年6月1日以後最初に支払う公的年金等について、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額（控除前税額）から定額による減税額を控除します（控除しきれない部分の金額は、以後支払う公的年金等に係る控除前税額から順次控除します。）。最終的な定額減税額の精算は、確定申告によって受けることとなります。

なお、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等の源泉徴収においては、定額による減税額の控除は行いません。

### (2) 退職所得に係るもの

退職所得の源泉徴収の際には定額減税を実施しませんが、令和6年分の退職所得を有する居住者は、その退職所得を含めた所得に係る所得税について、確定申告により定額減税額の控除を受けることができます。

したがって、給与等に係る源泉徴収において控除しきれなかった定額減税額がある場合には、令和6年分の確定申告書を提出することで、退職所得を含めた所得に係る所得税について、定額減税の適用を受けることができます。

### (3) 事業所得、不動産所得等に係るもの

#### ① 令和6年分の予定納税額からの控除

- イ) 令和6年分の第1期予定納税額（7月）から本人分に係る定額減税額相当額を控除します。
- ロ) 納税者からの予定納税額の減額申請の手続により、第1期分（7月）及び第2期分予定納税額（11月）について、同一生計配偶者等に係る定額減税額相当額の控除の適用を受けることができます。
- ハ) 定額減税額相当額のうち、第1期分予定納税額から控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除します。
- ニ) 減額申請の手続に係る措置に伴い、第1期分予定納税額の納期が令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：7月1日から7月31日までの期間）とされます。
- ホ) 減額承認申請の期限が7月31日（現行：7月15日）とされます。

#### ② 確定申告における年税額からの控除

事業所得者等で確定申告を行う人については、令和6年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。

（注1） 給与所得者や年金受給者が不動産所得などの他の所得を有する場合等には、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、確定申告で最終的な定額減税額との精算を行うこととなります。

（注2） 確定申告における定額減税額は、原則として、令和6年12月31日の現況による扶養親族等の数を基に計算します。

（注3） 報酬、料金等の支払の際の源泉徴収においては、定額減税は実施しません。